

## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること
--------------	------------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 X I	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 1	国立試験研究機関の体制を整備すること
施策目標 1-1	国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること
個別目標 1	各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制を整備すること
<p>(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制の整備</li> </ul>	
<p>施策の概要(目的・根拠法令等)</p> <p>1 目的等          各国立試験研究機関において策定された機関評価の実施計画に従い、評価委員会を定期的に開催し、評価結果を公表することにより、機関評価の適正かつ効果的な実施を確保することを目的とする。          ※ 国立試験研究機関：国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所及び国立感染症研究所</p> <p>2 根拠法令等          ○厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針(平成17年8月25日厚生科学課長決定)</p>	
主管部局・課室	大臣官房厚生科学課
関係部局・課室	—

## 2. 現状分析

<p>研究開発評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)に基づき、各府省が具体的な指針を策定し実施することとされている。厚生労働省においては、大綱的指針に基づき「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「指針」という。)を定め、これに基づいて行うこととされており、国立試験研究機関を含む研究開発機関の評価についても、指針に基づき行うこととされているところである。</p> <p>厚生労働省の科学研究開発においては、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することが求められている。このため、指針において、各研究開発機関は、機関活動全般を対象とする評価を定期的に実施することとし、その評価は当該機関の設置目的や研究目的に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の両面から行うこととしている。</p> <p>国立試験研究機関においては、この指針等に基づき、機関ごとにその機関運営と研究の実施・推進の両面を対象として、3年に1回を目安として定期的に、外部の専門家により構成される評価委員会による機関評価を実施し、その結果を厚生科学審議会に提出するとともに、各機関のホームページ等により公表することとしている。</p>
--

また、各機関において、評価結果を受け、改善を要する指摘事項に係る対処方針を策定し、厚生労働審議会に報告し必要な措置を講ずるとともに、これらについても各機関のホームページ等により公表することとしている。

【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（厚生労働省ホームページ）  
<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/i-04.pdf>

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 各機関における評価委員会の開催件数(単位:回) (3年間に1回以上/ー)	0 【-%】	3 【-%】	0 【-%】	1 【-%】	2 【-%】
2 評価結果の公表を行った機関数(単位:機関) (ー)	0 【-%】	0 【-%】	2 【-%】	0 【-%】	0 【-%】

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。
- ・指標1は、各機関(4機関)の評価委員会開催件数の計である。  
備考:各年度終了後に各機関の実績を調査する。
- ・指標2は、評価結果の公表を各機関のホームページにより行った機関数の合計である。

【参考】「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」（厚生労働省ホームページ）  
<http://mhlw.go.jp/wp/seisaku/dainiki/dl/i-04.pdf>

#### 施策目標の評価

##### 【有効性の観点】

各機関における評価委員会の開催については、平成19年度は2機関であるが、平成14年度以降、すべての機関について、指針において開催の目安としている3年に1回と同程度の頻度で開催されている。委員は外部の専門家により構成され、客観性・中立性が保たれた中で、研究、開発、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。)等の評価事項について評価されており、この結果を反映させることで機関運営の改善に資するものである。したがって、機関評価は有効に機能しているものと考えている。

評価結果の公表については、指針においてホームページ等により公表することとしている。ホームページによる公表については、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において有効であるが、平成19年度における実績はなく、直近5年間で2機関が1回ずつ行うにとどまっている。評価結果については、各機関の図書館等においても閲覧可能な状態となっており、機関評価の透明性は一定程度は確保されているものの、機関評価の透明性を更に高め、より適正な評価とするため、評価結果及び改善の状況のホームページによる公表を更に積極的に進めることが必要である。なお、平成20年度においては、3機関がホームページにより公表する予定としている。

##### 【効率性の観点】

評価の実施については、評価の実施体制(概ね10名程度の当該機関に所属していない専門家により評価委員会を組織)や評価事項(一定のあらかじめ定められた事項の評価を原則としつつ、研究目的・目標に即して評価事項を選定)等に係るルールにのっとり実施していることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。また、評価委員会の開催は、指針において3年に1回を目安としているが、国立試験研究機関における研究はその期間が複数年にわたる研究が多いため、毎年評価を行った場合には、成果等が上がらない段階で次の評価を行うこととなることから、3年程度の間隔を置いて評価を行うことが効率的である。したがって、各機関の評価は、適切な頻度で効率的に行われているといえる。

評価結果の公表については、ホームページによる場合、各機関の図書館等における閲覧に比べ、評価結果の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において効率的であるため、ホームページによる公表を積極的に進めることが必要である。

##### 【総合的な評価】

国立試験研究機関の機関評価については、手法及び頻度において適切であり、適正か

つ効果的に実施されているものと評価できる。

また、各機関のホームページ等における評価結果やその後の改善状況等の公表については、適正な評価の実施確保のため重要であり、今後、より効果的・効率的で適切な公表等を積極的に進めていく必要がある。

#### 4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制を整備すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	各機関における評価委員会の開催 件数(単位:回) (3年間に1回以上/ー) ※施策目標に係る指標1と同じ	0 【-%】	3 【-%】	0 【-%】	1 【-%】	2 【-%】
2	評価結果の公表を行った機関数 (単位:機関) (ー) ※施策目標に係る指標2と同じ。	0 【-%】	0 【-%】	2 【-%】	0 【-%】	0 【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
指標1及び2は、大臣官房厚生科学課の調べによる。 備考:各年度終了後に各機関の実績を調査する。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
各機関の評価委員会については、外部の専門家により構成され当該機関の者の参加を認めておらず、中立的立場から、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。その評価の過程においては、研究の重点化の方向性、社会貢献、国際協力、倫理規定の整備等の諸課題について議論されており、この結果を反映させることで機関運営の改善に資するものである。						
平成19年度に評価委員会を開催したのは2機関であるが、平成14年度以降、すべての機関について2回開催しており、指針において開催の目安としている3年に1回と同程度の頻度で開催されている。国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたるものが多いことを考えると、3年程度の間隔を置いて評価を行うことは効率的であるといえる。						
したがって、機関評価は有効かつ効率的に機能しているものと考えている。						
各機関の評価結果の公表については、評価の公正性・透明性確保のため必要であり、評価結果のみならず、それに対する対処方針やその後の改善状況等も併せてホームページ等により公表することで、評価を効果的なものにできる。また、公表の方法としてホームページに掲載することは、評価結果等の入手を希望する多数の者が簡便に入手できる点において、効率的である。						
平成19年度においては、ホームページにより公表を行った機関はなく、直近5年間で2機関が1回ずつ行うにとどまっている。評価結果は、当該機関の図書館等で閲覧可能な状態となっているが、今後、評価結果及び改善の状況のホームページによる公表を積極的に進めることにより、更に評価の公正さ、透明性を高める努力が必要である。なお、平成20年度においては、3機関がホームページにより公表を行う予定としている。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制の整備						
平成19年度 : 3, 9 2 7 百万円						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 : 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 : その他(試験研究機関)						
概要: 「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日厚生科学課長決定)等に基づき、各機関における活動について、少なくとも3年に1度定期的に評価を実施し、その評価結果及びそれに対する対象方針等を公表する。						

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標 1 目標達成率 -%
指標 2 目標達成率 -%
(目標達成率を算定できない場合、その理由) 達成水準を設定していない
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討 (該当する場合に○)
ii 施策目標を継続 (該当する場合に次のいずれか1つに○)
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
<input checked="" type="radio"/> 見直しを行わず引き続き実施
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii 機構・定員要求を検討 (該当する場合に○)
(理由) 評価結果がその後の研究の重点化や実施体制の整備、国際協力の実施、倫理規程の整備等に反映され、研究開発の効果的な実施に寄与しているため
3 施策目標等に係る指標の見直し (該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況 (警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 ○科学技術基本計画 (平成13年3月30日閣議決定) ・「研究機関の評価は、機関の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施の面から行う」 ・「評価の公正さ、透明性を確保するため、客観性の高い評価指標や外部評価を積極的に活用する」
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 ○科学技術に関する行政監査結果に基づく勧告 (平成12年12月18日総務庁長官) において、機関全体の運営に係る評価の実施、評価委員会の構成員、課題評価の実施、評価結果の公表等について勧告 (回答及びフォローアップ提出済み)
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 機関評価を行う評価委員会には、外部の専門家が参加することとされている

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。
-----